

## 職員の感染対策に関連した個人情報の取り扱いについて

感染制御部

事業者が、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に基づき実施する健康診断等の健康を確保するための措置や任意に行う労働者の健康管理活動を通じて得た労働者の心身の状態に関する情報については、そのほとんどが個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 3 項に規定する「要配慮個人情報」に該当する機微な情報である。また、感染対策のために求める情報も同様である。

職員の感染症検査の結果やワクチン接種状況の取り扱いについて以下のように定める。

### 対象となる検査項目

「肝炎ウイルス検査」(HBs 抗原、HBs 抗体、HCV 抗体)

対象:医療従事者(医事課職員は除く)

「結核検査(T-spot 検査)」

対象:新採用時に満 40 歳未満の医事課職員あるいは満 40 歳未満の医療従事者

「麻疹、風疹、水痘、ムンプス抗体検査」

対象:医療従事者

データの管理は安全衛生部保健衛生課鹿田安全衛生グループが行う。

### 検査結果を確認する必要がある事態

- 1) 新採用者について、所属長が証明書の内容を確認する場合
- 2) 針刺し・曝露事故が発生した場合で特別な医療措置が必要かどうか判断する時
- 3) HBs 抗体が陰性で追加のワクチン接種を行うかどうか判断する場合
- 4) 結核検査(T-spot 検査)で異常を認めた場合で早期の医療措置を取る必要がある時
- 5) 結核患者が発生した場合において基礎データとして使用する時
- 6) 麻疹、風疹、水痘、ムンプス患者が発生した場合において、接触した職員や患者に対応する職員が免疫を持っているかどうかを確認する時

### 検査結果を確認することができる職員

2)～6)の場合、感染制御部医師(1名)、看護師(2名)、事務員(1名)のみがデータにアクセスできる。

2019年3月	作成
2022年2月改訂	暫定を削除。新採用者 30歳⇒40歳に変更 検査方法を QFT⇒T-spot に変更